

和歌山市告示第 252 号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を定めたので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月1日

和歌山市長 尾花正啓



- 1 実施区域 和歌山市黒田、納定、吉田及び太田の各一部
- 2 実施期日 令和8年9月5日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号 別紙住居表示案内図のとおり